

郡山市立学校新型コロナウイルス対策 対応マニュアル(第3版)

郡山市教育委員会
(令和2年5月21日現在)

< 目 次 >

1	児童生徒及び教職員の検温の徹底	P.1
(1)	<u>市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（児童生徒用）【更新】</u>	P.2
(2)	<u>市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（教職員用）【更新】</u> ..	P.3	
(3)	<u>健康観察記録表【更新】</u>	P.4
2	「3つの条件」の回避の徹底	P.5
3	<u>「新しい生活様式」の実践例【更新】</u>	P.6
4-1	児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応	P.7
	<児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート>		
	臨時休業になった場合の保護者への周知について		
4-2	児童生徒及び教職員が濃厚接触者になった場合の対応	
	<u>【濃厚接触者の定義】【更新】</u>	P.8
	<u><教職員の休暇等のフローチャート>【更新】</u>		
	<u>【児童生徒の出席停止について】</u>	P.9
5	来校者への対応	
6	学校の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）	
7	学校医・薬剤師との連携	
8	海外から帰国した児童生徒等への対応	P.10
9	<u>緊急事態宣言対象地域への往来について【更新】</u>		
10	いじめ防止の徹底	
11	学校再開後の児童生徒の心のケアについて	
12	休業中からの学校再開に向けた不登校対策	P.11
13	部活動等の実施について	

【資料】

<u>「新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（5月15日改正）【更新】</u>	P.12
<u>「学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）」</u>	P.14
<u>「学校や家庭生活での悩み相談窓口」</u>	P.16
<u>「ネット依存対応資料」</u>	P.17
<u>「来校者のみなさまへ」</u>	P.19
<u>「『新しい生活様式』の実践例【更新】</u>	P.20
<u>「新型コロナウイルス感染予防周知用ロゴマーク」</u>	P.21
<u>「新型コロナウイルス感染症の予防（令和2年4月 文部科学省）【更新】</u>	P.22

「郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアル（第3版）」の改訂について

令和2年5月14日に福島県に出されていた緊急事態宣言が解除となり、郡山市立学校においても教育活動等を再開することとなりましたが、今後も「感染拡大防止には、感染者及び感染の疑いのある者との接触を断つことが最大の防止策である」ことを念頭に置き、各学校において感染症対策に取り組むことが重要です。

第2版の改訂以降、濃厚接触者の定義や帰国者・相談センター相談の目安の変更、「新しい生活様式」の実践例等が示されたことなどから、第3版で改訂を図りました。なお、児童生徒の学習指導等については、文部科学省からの情報が日々更新されていることから本マニュアルからは削除しました。今後も、文部科学省や厚生労働省からの文書等（「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」を含む）の内容を踏まえ、本マニュアルを適切に活用ください。

1 児童生徒及び教職員の検温の徹底

（1）市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（児童生徒用）

※ P.2 参照

（2）市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（教職員用）

※ P.3 参照

（3）健康観察記録表【更新】

※ P.4 参照

感染拡大防止には、感染者及び感染の疑いのある者との接触を断つことが最大の防止策である。

家庭において、登校前に検温を実施

発熱等の風邪の症状
なし

登 校

登校後に発熱

早 退
(出席停止)

発熱等の風邪
の症状あり

欠席（出席停止）
まずは、かかりつけ
医に電話をし、受診

体調改善
確認後

登 校

○息苦しさ(呼吸困難)
や強いたるさ(倦怠
感)、高熱等の強い
症状のいずれかがあ
る場合

○重症化しやすい人で、
発熱や咳などの比較
的軽い風邪の症状が
ある場合

○上記以外の人で発熱
や咳など比較的軽い
風邪の症状が続く場
合
(症状が4日以上続く
場合は必ず相談)

帰国者・接触者
相談センターへ

自宅での検温不可
または
検温備忘

保健室等で検温

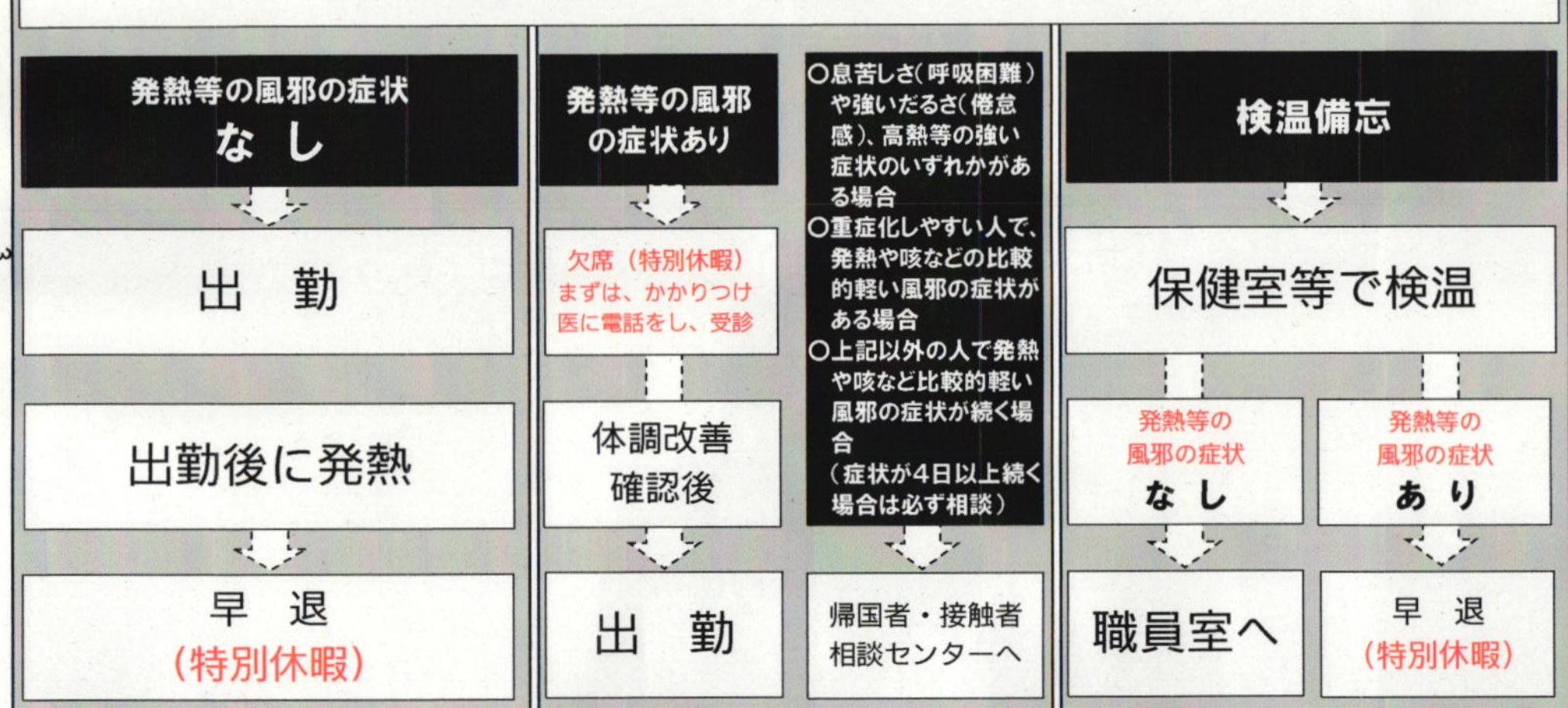
発熱等の
風邪の症状
なし

発熱等の
風邪の症状
あり

教室へ

早 退
(出席停止)

家庭において、出勤前に検温を実施



(3) 健康観察記録表【更新】

月		健康観察記録表		
郡山市立 学校	年 組 番	氏名		保護者確認印
		登校前の体温	風邪の症状	
1	日()	°C	有・無	
2	日()	°C	有・無	
3	日()	°C	有・無	
4	日()	°C	有・無	
5	日()	°C	有・無	
6	日()	°C	有・無	
7	日()	°C	有・無	
8	日()	°C	有・無	
9	日()	°C	有・無	
10	日()	°C	有・無	
11	日()	°C	有・無	
12	日()	°C	有・無	
13	日()	°C	有・無	
14	日()	°C	有・無	
15	日()	°C	有・無	
16	日()	°C	有・無	
17	日()	°C	有・無	
18	日()	°C	有・無	
19	日()	°C	有・無	
20	日()	°C	有・無	
21	日()	°C	有・無	
22	日()	°C	有・無	
23	日()	°C	有・無	
24	日()	°C	有・無	
25	日()	°C	有・無	
26	日()	°C	有・無	
27	日()	°C	有・無	
28	日()	°C	有・無	
29	日()	°C	有・無	
30	日()	°C	有・無	
31	日()	°C	有・無	

※ 発熱等の風邪の症状がある場合は、学校を休ませてください。

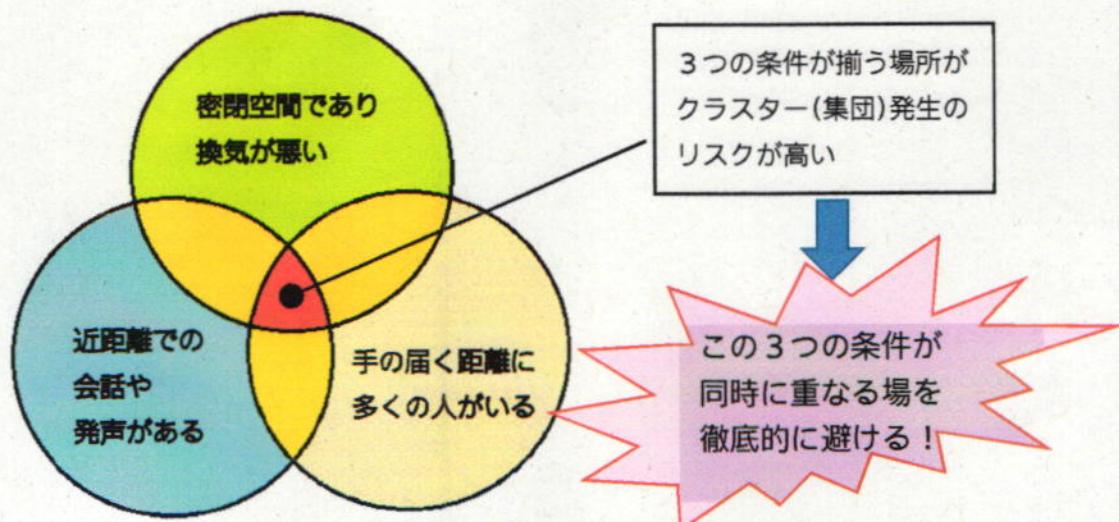
2 「3つの条件」の回避の徹底

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解

「これまで集団感染が確認された場の共通点」

- ▲換気の悪い密閉空間であった
- ▲多くの人が密集していた
- ▲近距離での会話や発声が行われた

）という3つの条件が重なった場所



(2) 専門家会議が3月19日に示した提言では、この「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える など

保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」とされている。

(3) 学校での学習活動を行う際の基本的な考え方

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（5月15日改正）」に基づいて活動内容を検討する。

※P.12 参照



～ 各学校における留意事項 ～

- ① 登校時、休み時間ごと、下校後に5分間の換気を徹底するとともに、授業中も適時換気を行う。
- ② 3つの条件が重なることのないように、学校行事や活動を工夫する。
- ③ できる限り、近距離での会話や大声での発声を控えさせる。
- ④ 近距離での会話や発声等が必要な場面を想定し、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する等の指導を行う。

【「3つの条件」を回避するための取組例】

- ① 教室の座席をできるだけ離して配置する。
- ② 学校の実態に応じて、できるだけ広い空間を活用して授業を行う。
(多目的ホールや体育館等)
- ③ 行事や集会は**大人数**にならないようにし、なるべく児童生徒の間を空けて実施する。
- ④ 用具や物品の共用をできるだけ避ける。用具や物品を共用した場合は、使用後、児童生徒に手洗いをするように指導する。必要に応じて使用した用具や物品の消毒を行うようにする。(体育用具、タブレットPC等)
- ⑤ 給食前には手洗い、うがいを徹底する。配膳時に並ぶ際は間隔をあける。机を向かい合わせにしない。食事中の会話を控える。
- ⑥ 音楽科の授業で歌を歌う活動や息を吹き入れるような楽器を使用する活動は、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。時期をずらすのが難しい場合は、広い場所(体育館等)で向かい合わないようにする。
- ⑦ 体育科の授業においては、できる限り屋外で実施する。集合・整列する場合は、児童生徒の間を適度にあける。密集や密接を避けることが、難しい運動については、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。

3 「新しい生活様式」の実践例 (抜粋) (令和2年5月4日 厚生労働省)

【更新】

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
(手指消毒薬の使用も可)

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

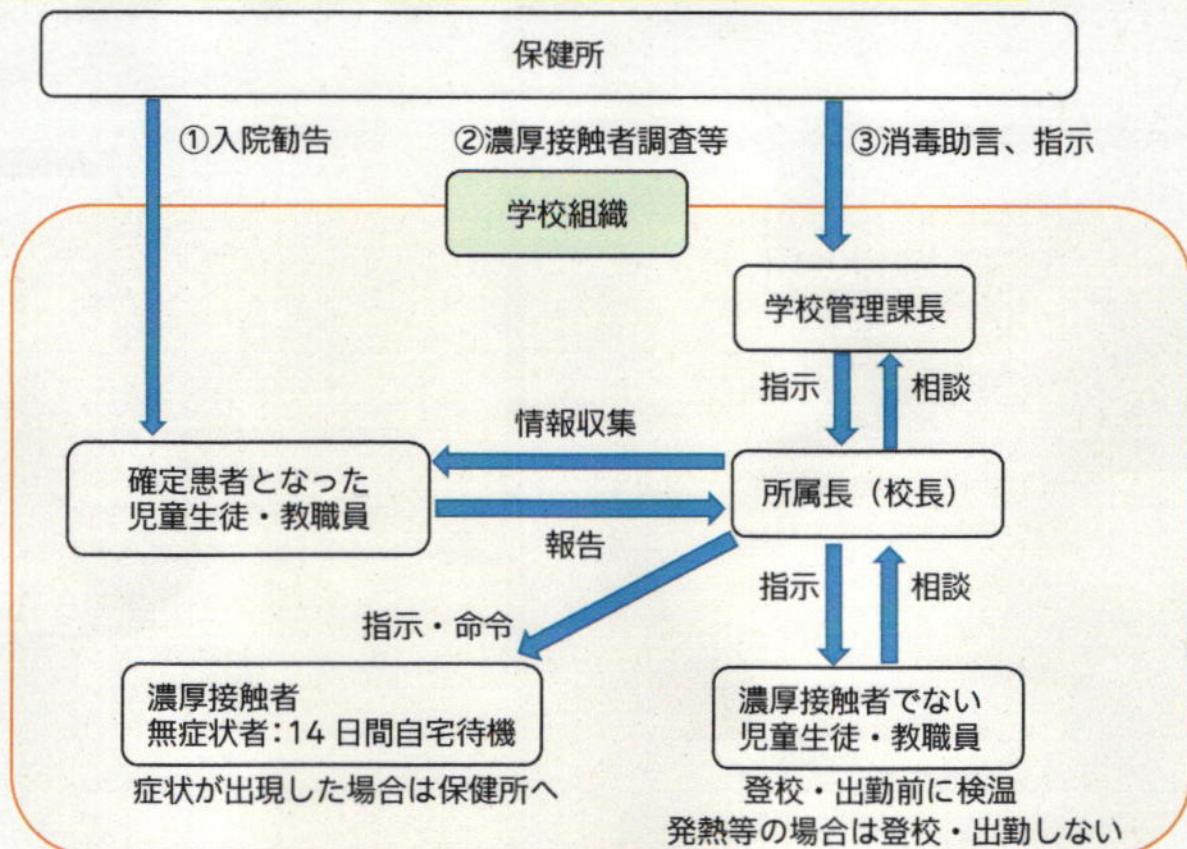
- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



各学校の実態に応じて実践する。

4-1 児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応

＜児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート＞



※学校をただちに休業とし、消毒作業を実施。休業期間及び授業再開については、保健所と情報交換を行いながら状況に応じて判断する。

※保護者に対する説明は、密集を避けるという観点から、保護者会は開催せず、郡山市及び郡山市保健所からの公表をもとに教育委員会は文書を作成し、各学校から保護者へメール及び電話等により説明する。

※学校の臨時休業の判断については、設置者が

- ・当該感染者の症状の有無
- ・接觸者の多寡
- ・感染経路の明否 等
- ・学校内における活動の態様
- ・地域における感染拡大の状況

総合的に考慮し、保健所と十分に相談して臨時休業の判断をする。

4-2 児童生徒及び教職員が濃厚接觸者になった場合の対応

→ 濃厚接觸者は 14 日間の自宅待機とする。

【濃厚接触者の定義】【更新】

「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当し保健所長が指定する者

※「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

(1) 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった場合

(2) 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

(3) 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性

が高い者

(4) その他：手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

＜参考・・・国立感染症研究所 感染症疫学センター R2.4.20版＞

＜教職員の休暇等のフローチャート＞【更新】

1 教職員に発熱等の風邪

症状が見られる場合

※まずは、かかりつけ医に電話をし、受診する。

＜対応＞

特別休暇

※本人が出勤したい旨の申し出があつたが、校長は出勤しないよう要請した場合
→ 職務に専念する義務の免除



【帰国者・接触者相談センターに相談する目安】

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記の以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談）



※校長は学校管理課長へ報告

2 帰国者・接触者相談センターに相談

24時間対応

フリーダイヤル 0120-567-747

＜対応＞

これまでの休暇はすべて特別休暇

陽性になった場合は病気休暇

【藤更】【舞家の音韻対照観】

前歌吟の音韻が圓滑の火の香式♪ 調整する間限道河樂題の「(内宝鏡)音更」
香添支宝鏡(内)
に望洋式の古音を表す前半型の音式の行は歌詠が歌・歌の前半歌・歌の前半歌(内宝鏡)音更
る音の如きの歌の前半歌の音の前半歌・歌の前半歌(内宝鏡)音更
ので(は古音等内宝鏡・内車)調整の間限道河樂題の音更(内宝鏡)音更(1)
合歌式
音式(1)♪ 調介歌♪ 音韻譜(内宝鏡)音更(1) 無端詠歌歌(内宝鏡)音更(1)
封書(内)式の音韻譜高音の音詠歌の音詠歌(内)吉家(内)歌房の(内宝鏡)音更(1)
香ノ高音
る要ね(内)(ハナーハイド)音詠歌の來出の音詠歌(内)歌(内)曲の音(内)
の丸脚)音詠歌の丸脚の音詠歌(内)吉家(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)
(もも音詠歌)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)
<歌CD-R> 一音一音の音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)音詠歌(内)

【藤更】<イーモードの春郷村の員郷連>

あ(申)の言(1)式(1)雄出(1)人本(1)
ひ需要(1)も(1)体(1)慢出(1)見外(1)式(1)
合歌式
綱虫(1)の意義(1)お(1)心事(1)音更(1)音更(1)

歌風の音更(1)員郷連(1)
会歌の音更(1)音更(1)
音更(1)の音更(1)音更(1)
音更(1)の音更(1)音更(1)

【文自らで疑問コーエーで付近音韻歌・音更歌】
飛(1)の外物(1)歌(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)
合歌(1)或は(1)外物(1)歌(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)
多得(1)外物(1)歌(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)
式(1)の用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)用(1)
合歌(1)或は(1)外物(1)歌(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)
(音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1))

吉聯へ是難事音更(1)音更(1)音更(1)

歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)歌(1)
音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)
音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)音更(1)

【児童生徒の出席停止について】

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたると特定された場合、同条に基づく出席停止

学校保健安全法 第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年4月6日時点）

（問6）感染経路が分からぬ患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

例えば、感染経路の分からぬ患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

→ 感染の不安により学校を欠席した場合は、出席停止とすることができる。

5 来校者への対応

児童生徒、教職員が感染予防に取り組む中、来校者からの感染を防ぐことが重要であることから、

（1）玄関に新型コロナウイルス感染症対策の表示（学校管理課で作成）を掲示する。

（2）玄関に手指消毒液を設置する。

（3）来校者名簿への記入を確認する。

（4）移動範囲を必要最小限とし、その動向を把握する。

※ 来校予定の業者等に対し、検温および健康状態の確認を依頼する。

6 学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）

※ 別紙資料（市保健所作成）参照

7 学校医・薬剤師との連携

保健管理・環境衛生を良好に保つための取組を進めるため、学校医・薬剤師からの助言等を受ける。

8 海外から帰国した児童生徒等への対応

(1) 児童生徒について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日間以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経てることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意する。

それ以外の国についても、帰国後2週間は登校しないよう要請する。(出席停止扱い)

(2) 保護者や同居の家族が海外から帰国した児童生徒への対応について

帰国した保護者や同居の家族には、検疫所の指示のもとに2週間健康観察をしていただくとともに、児童生徒についても、朝夕の検温を行うなどこまめな健康管理をお願いする。

9 緊急事態宣言対象地域への往来について【更新】

緊急事態宣言の対象となった地域への不要不急の往来は、極力控えるよう要請されている。

また、4月7日以降、対象地域からの転入や往来があった児童生徒・教職員に対しては、校長から2週間の自宅待機をお願いする。(出席停止扱い) なお、体調に変化があったときは、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡するよう依頼する。

10 いじめ防止の徹底

【感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について】

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

11 学校再開後の児童生徒の心のケアについて

現在、児童生徒及び保護者は、新型コロナウイルス感染はもとより、それに起因するいじめや偏見、学校再開後の学習や人間関係、生活の乱れ等への不安やストレスを抱えている。

学校は、それらの児童生徒の心のケアに努めるため、日常観察や聞き取りを行い状況を把握し、保護者との連絡を密に図り、積極的にスクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施するとともに、養護教諭によるサポートと、総合教育支援センターや医療機関と連携した組織的な対応をする必要がある。

<心のケアの流れ>

- (1) 担任や養護教諭による児童生徒の観察や本人からの困り感の聞き取り
- (2) 担任から管理職、SC 担当教員への報告・相談
- (3) SC によるカウンセリングの日程調整
- (4) SC によるカウンセリング(児童生徒の困り感に対する相談やアドバイス)
- (5) SC から管理職や担任への情報提供
- (6) 校内生徒指導委員会等での情報共有、チーム対応
- (7) 必要に応じて、総合教育支援センター・医療機関をはじめとする専門機関との連携

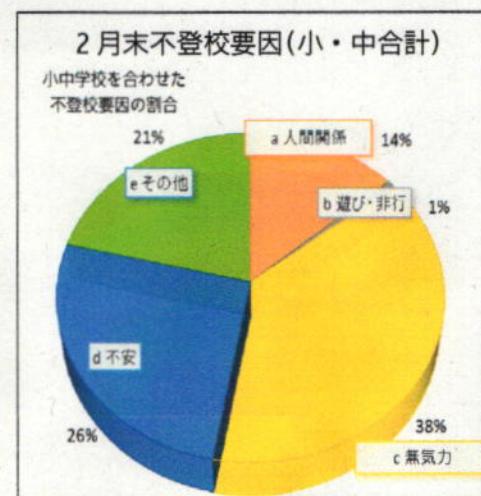
12 休業中からの学校再開に向けた不登校対策

学校再開後に心配されるのが、「ネット依存やゲーム障がい」に起因する不登校児童生徒の増加である。

「昼夜逆転の生活」や「SNSによる睡眠不足により朝起きられない」、「体調不良等の健康被害」、「友達や先輩とのネットトラブル」、「家族への暴言暴力（家庭内暴力）」等、様々な課題や障がいが報告されている。

休業中は、特に不登校児童生徒に限らず、多くの子どもたちが、家の中に閉じこもり、テレビやパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して余暇を過ごしていることが予想される。

学校再開後、「友達と再会する不安」、「無気力」、「ウイルス感染を恐れて登校できない（させない）」等に加え、「ネット依存による不登校」が増加することが懸念される。ウイルス感染に関する不安への心のケアと併せ、ネット依存の恐ろしさについて、児童生徒はもとより保護者への注意喚起の資料の配付等、その恐ろしさについて啓発や働きかけを行っていく必要がある。



13 部活動等の実施について

※ 「郡山市立学校における新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動等実施時の留意事項」（令和2年4月2日現在 学校管理課）を現在改訂中。
改訂版が完成しだい、各学校に送付する。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等
及び市有施設の休館に関する指針（5月15日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においてはこれまで、2月20日の本指針の策定以来、隨時、国及び福島県の基本方針を踏まえた見直しを行い、市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきたところである。

今般、国においては5月14日に、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の区域を見直し、福島県を含む39県について同宣言を解除するとともに、基本的対処方針の見直しを行った。また、これを受け、福島県においても5月15日に緊急事態措置の見直しを行ったところである。

これらの状況を踏まえ、市主催等のイベント開催及び市有施設の開館等については、次のとおりとする。

2 市有施設の休館について

市有施設は、安全性の確認や適切な感染予防策等、準備が整った施設から順次開館する。ただし、施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、当分の間、その全部又は一部の使用を休止する。

開館後において、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は、当分の間休館するものとする。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

- ① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(※)」の考え方を踏まえるものとする。
- ② クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期とする。また、特定警戒都道府県からの参加はご遠慮いただくものとする。

- ③ 上記以外のイベント等については、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること(できるだけ2m)を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で、実施を可能とする。

(2) イベント等を開催する条件

- ① 人と人との間隔を2m程度確保すること。
- ② 会場面積を一人当たり4m²以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。
- ③ 定期的に換気を行うこと。(屋内の場合)
- ④ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
- ⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。(屋内の場合)

4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知における主催者の対応

① 当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

② イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して、事前の家庭での体温測定や参加時のマスク着用等の注意事項を周知する。

(2) 開催時等における主催者の対応

① 参加者等が「三つの密（*）」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。

② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。

③ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。

④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。

⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。

⑥ 参加者等に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

① 主催者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

② 屋内（室内）イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

③ 施設管理者は、イベント主催者に感染症防止対策の徹底を要請する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間とする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ隨時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

（略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日施行）

この指針は、令和2年5月16日から施行する。

「三つの密（*）」：①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」

「新しい生活様式（*）」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）

児童・生徒・先生等がよく触れる場所を「0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り」で消毒します

〈用意するもの〉

- ・次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス、家庭用漂白剤等）
- ・使い捨てタオル
- ・マスク
- ・使い捨てゴム手袋
- ・ゴミ袋
- ・バケツ
- ・メスシリンドー（無ければ空の2リットルのペットボトルを洗浄したもの）
- ・漏斗

〈消毒作業用の装備〉

サージカルマスク、使い捨てゴム手袋

〈消毒薬の調整、使用方法〉

原液が5%の場合、100倍に希釀

- ①蓋つきのメスシリンドー（2リットルが測れるもの）に水道水を半分くらい入れる
- ②別のメスシリンドーで20ミリリットル測り、①の蓋つきメスシリンドーに漏斗で入れる
- ③蓋つきのメスシリンドーに2リットルまで水道水を入れ、蓋をして混ぜる
- ④これをバケツに移して使用する
- ⑤使い捨てタオルに調整した液を染みこませてふき取りを行う
消毒作業は、きれいな場所→あまりきれいではない場所→汚れている場所 の順で行う
(金属等で腐食・変色等の恐れのあるものは10分程度置いたら水拭きを行う)
- ⑥使い終わった使い捨てタオルはゴミ袋に入れ、通常のゴミとして廃棄

(簡易的な調整方法)

- ①空の2リットルのペットボトルに水道水を半分位まで入れる
- ②そこに漏斗で、次亜塩素酸ナトリウムをペットボトル蓋（約5ミリリットル）で4杯入れる
- ③最後に水道水を加えて2リットルにし、蓋をして混ぜる
- ④これをバケツに移して使用する → 以後同じ

〈消毒する場所〉

生徒、先生等がよく触れる場所

- | | |
|------------|---|
| ○教室、廊下、昇降口 | → 机、いす、ドアノブ、窓の取手、照明等スイッチ、手すり、ロッカー、黒板消し など |
| ○水飲み場 | → 蛇口、シンク |
| ○トイレ | → 便座、流水レバー (床、便器はそれぞれ専用モップ、ブラシで実施) |

※感染患者が使用した病室の消毒であっても、天井、壁、床は喀痰などの付着がない限り消毒不要です

(平成15年7月14日付 健発第0714006号 厚生労働省健康局長通知より)

〈注意事項〉

- ・消毒の際は、十分に換気してください
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、目に入ると失明の恐れがあります
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、材質によって腐食・脱色・変色する恐れがあります
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、酸性のものと混ざると有毒ガスが発生するので絶対混ぜないでください
- ・ペットボトルで作成した場合、誤飲防止に注意してください（消毒薬であることをボトルに明記する等）
- ・希釈したものは時間とともに濃度が下がっていくため作り置きをしない
- ・スプレー・ボトル等で噴霧しないでください

〈作業概要（簡易調整）〉



①マスク、手袋を付ける



②家庭用漂白剤（通常濃度5～6%）



③ペットボトルに水を半分位入れる



④漂白剤をペットボトルの蓋に4杯



⑤漏斗でペットボトルに入れる



⑥水を入れ2Lにし、蓋をし混ぜる



⑦バケツにあける



⑧使い捨てタオルを浸す



⑨余分な水分を絞る



⑩該当箇所をふき取る



⑪該当箇所をふき取る

● 学校や家庭生活での悩み相談窓口 ●

相談先機関・窓口	内 容	電話番号	相談受付時間
こども家庭相談センター 郡山市ニコニコこども館内	教育・子育て全般の相談	924-3341	ニコニコこども館開館日 8:30~18:00
郡山市教育委員会 総合教育支援センター	特別支援教育、不登校などの学校生活の相談	924-2541	ニコニコこども館開館日 8:30~18:00
郡山市教育委員会 学校教育推進課	学校生活全般の相談	924-2431	平日 8:30~17:15
市いじめ法律相談ホットライン (協力:福島県弁護士会郡山支部)	郡山市内小・中学生のいじめ相談	935-0080	毎月第2水曜日 15:00~17:00
福島県 県中児童相談所	虐待、18歳未満の児童に関する相談	935-0611	平日 8:30~17:15
ふくしま24時間 子どもSOS	いじめ相談	0120 916-024	無休 24時間受付
福島県 教育センター ダイヤルSOS	いじめ問題や不登校、体罰などの教育相談	0120 453-141	平日 10:00~17:00
福島いのちの電話	家族、健康、人間関係などの相談	024 536-4343	無休 10:00~22:00 ※毎月第3土曜日は、22:00~翌日曜日10:00までも可
福島県弁護士会 子ども相談窓口	家庭や学校のこまりごと全般の相談	024 533-8080	平日 10:00~17:00
郡山警察署生活安全課		922-2800	
郡山北警察署生活安全課		991-0110	
福島県 警察本部	いじめ110番	いじめ相談 0120 795-1110	平日 9:00~17:00
	ヤングテレホン	少年問題全般 024 526-1189	
子どもの人権110番 (全国共通ダイヤル)	いじめ・虐待などの相談	0120 007-1110	平日 8:30~17:15

《困ったときは、すぐに話をしよう、すぐに相談しよう》

いえ ひと がっこう せんせい
家のの人や学校の先生、スクールカウンセラーの先生など、

あなたとの相談にのってくれる人、助けてくれる人が
かならず近くにいるはずです。

がまん きがる そうだん
我慢しないで、気軽に相談してください



郡山市教育委員会

遅くまで起きていて翌朝、なかなか起きられない。ZZZzzz(____)"



それって「ネット依存」ではありませんか？

「ネット依存」って何？

「ネット依存」のきちんとした定義は、まだありません。しかし、実際に、インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピューターや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じてしまう人もいます。また、実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じていたりするにもかかわらず、やめることができない人もいます。

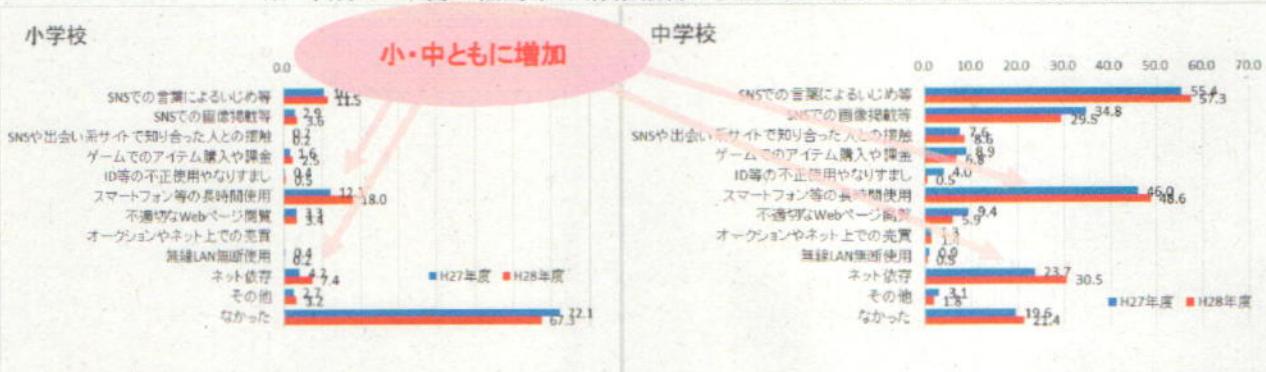
「スマートフォン等の長時間利用」はもしかして、「ネット依存」？

◇ 県内の小学校、中学校の状況は？

「スマートフォン等の長時間利用」や「ネット依存」は、県内でも多くの小・中学校で問題となっています。スマートフォンやネットゲームの長時間利用も、放っておくと、「ネット依存」に陥ってしまうかもしれません。

<平成27年度間に児童生徒がスマートフォン等でのインターネット利用で生じた問題（複数回答可）>

* 平成28年度「福島県の情報教育の実態等に関する調査」（福島県教育センター）



◇ もしかしたら、「ネット依存」かも？（「久里浜医療センターIAT」より一部抜粋）

[参考] http://www.kurihama-med.jp/tiar/tiar_07.html

Q. あてはまる項目はいくつありますか？

- インターネットの使用で、学校の成績が落ちた。
- インターネットをしている間は、いつもよりもいきいきしている。
- インターネットができないと、どんなことが起きているのか気になって他のことができない。
- 「やめなければ」と思いながら、いつもインターネットを続けてしまう。
- インターネットをしたため、翌日、授業中に寝てしまったことがある。
- インターネットをしているとき、思い通りにならないとイラライラしてくる。
- インターネットができないと、そわそわと落ち着かなくなる。
- インターネットを始めると、最初に心に決めた時間よりも長時間やり続けてしまう。

☆ 5つ以上当てはまったら、「ネット依存」かもしれません。

◇ 「ネット依存」になるとこんな症状が表れます。

- 身体的健康 … 体力低下、運動不足、栄養の偏り、肥満、視力低下など
- 精神的健康 … 睡眠障害、昼夜逆転、ひきこもり、意欲低下、うつ状態など
- 学業 … 遅刻、欠席、授業中の居眠り、成績の低下など
- 家族・対人関係 … 家庭内暴力、暴言、親子関係の悪化など

ネット依存への対応策

●早期発見・早期介入が必要

- ・小さなサインを見落とさない。（月曜日や長期休業明けの遅刻、居眠り、成績低下など）

●ネット依存は短期間に深刻化、放っておくと深刻化

- ・「様子を見ましょう」は事態を深刻化させる。
- ・スクリーニングテスト（IAT^{*}）を実施し状況を把握する。

●まずは本人から話を聞く

- ・本人からネット使用の話をよく聞く。
- ・否定しない。

●要因を探る

- ・学校や家庭、現実の日常生活につまずきはないか。
- ・発達的あるいは精神的な問題はないか。



* IAT: インターネット依存度テスト

★ インターネットを上手に使っていくためには、インターネットの特性を理解して、自分自身で関わり方をコントロール(管理)できるようになることが大切です。

似ている！ 「ネット依存」になりやすい子どもと不登校の要因

「ネット依存」になりやすい子ども

- 学校でうまくいかない。
- 周囲の人や家族とうまくいかない。
- 心や体に問題を抱える。



不登校の要因

- いじめを除く友人関係をめぐる問題 (26.3%)
- 学業不振 (19.8%)
- 家庭に係る状況 (37.7%)



今後、不登校をきっかけに「ネット依存」になるケース、「ネット依存」をきっかけに不登校なるケースが増えることが懸念されます。

生活習慣の乱れが気になる児童生徒は、もしかしたら「ネット依存」と関わりがあるかもしれません。「ネット依存」は、一度なってしまうと、ひきこもり、昼夜逆転など症状は複雑化して治療も困難です。深刻化する前に、「もしかしたら」と思ったら、子どもの生活習慣を「見える化」してみましょう。

来校者のみなさまへ



感染症対策に ご協力ください

マスクの着用にご協力
ください。



手指消毒をお願いします。



かぜの症状(発熱やせき等)
がある場合は、ご遠慮くだ
さい。



郡山市立

学校

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人ととの間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染予防周知用ロゴマーク

各学校で必要に応じて活用してください。



セーマヒロ田咲園の子柴想又ハトウセロロ堅穂

。ハチ武アシル用意アシホリ種もケヌモ合



ハサモ



ハサマ



ハサモ